

社会福祉法人海部連福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人海部連福社会（以下「法人」という。）の理事長、理事、評議員、監事（以下「役員等」という。）の報酬の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、以下のとおりとする。

理事長	月額	20,000円
理事	日額	6,000円
監事	日額	6,000円
評議員	日額	6,000円

(支払い方法)

第4条 支払い方法は、職員の例による。ただし、都合により期末にすることができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成29年6月23日より施行し、平成29年4月1日から適用する。